

佐賀中部広域連合

(1) 経 緯

本広域連合は、佐賀市、多久市、小城市、神埼市及び神埼郡吉野ヶ里町により構成され、介護保険事務、消防事務及び広域行政に係る調査研究事務の3事務を行っています。

その沿革は、介護保険事務を共同処理するために、平成11年2月に当時の佐賀市、多久市、佐賀郡6町、神埼郡6町村及び小城郡4町の18市町村によって本広域連合が設立されました。

平成15年4月からは、佐賀地区広域市町村圏組合との統合により、当時の佐賀市、多久市、佐賀郡及び小城郡の消防事務及び佐賀市、多久市、佐賀郡、小城郡及び神埼郡（三田川町及び東脊振村を除く。）のふるさと市町村圏事務を本広域連合で行うこととなりました。

平成22年4月からは、ふるさと市町村圏事務を廃止しましたが、その発展として現在の4市1町による広域行政の推進に係る調査研究事務に取り組むこととしました。

平成25年4月からは、神埼地区消防事務組合との統合により、消防事務についても4市1町によるものとなりました。

(2) 佐賀中部広域連合の概要

① 構成団体（4市1町）

佐賀市、多久市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町

② 主な業務内容

ア 介護保険に係る次の事務に関すること。

i 被保険者の資格管理に関すること。

ii 介護認定審査会の設置及び運営に関すること。

iii 要介護認定及び要支援認定に関すること。

iv 保険給付に関すること。

v 介護保険事業者（介護保険施設を除く。）の指定及び指導監督に関する事務（佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）第2条の規定により広域連合が処理することとされる事務を含む。）。

vi 地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務。

vii 介護保険事業計画の作成に関する事務。

viii 介護保険料の賦課及び徴収に関する事務。

ix iからviiiまでの事務に附帯する事務に関する事務。

イ 障がい支援区分認定審査会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条に規定する市町村審査会をいう。）の設置及び運営に関する事務。

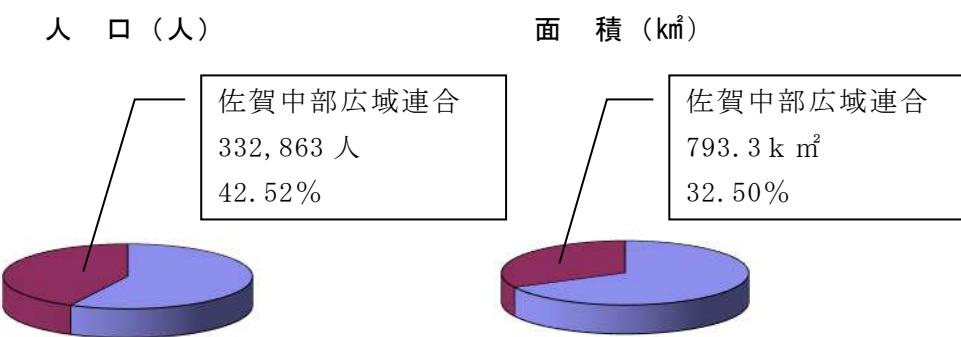
ウ 消防事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理に関する事務を除く。）に関する事務。

エ 広域行政の推進に係る調査研究に関する事務。

佐賀中部広域連合（5市町）



基本指標（令和7年4月1日現在）



③ 所在地

ア 佐賀中部広域連合事務局 佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル5階
(介護保険業務及び広域行政業務)

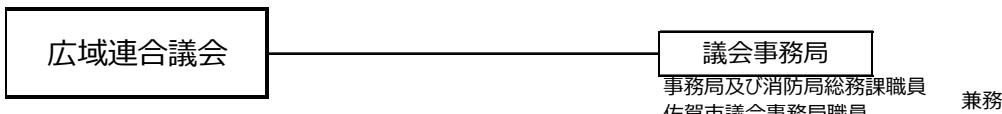
イ 佐賀広域消防局 佐賀市兵庫北三丁目5番1号
(消防業務)

④ 組織

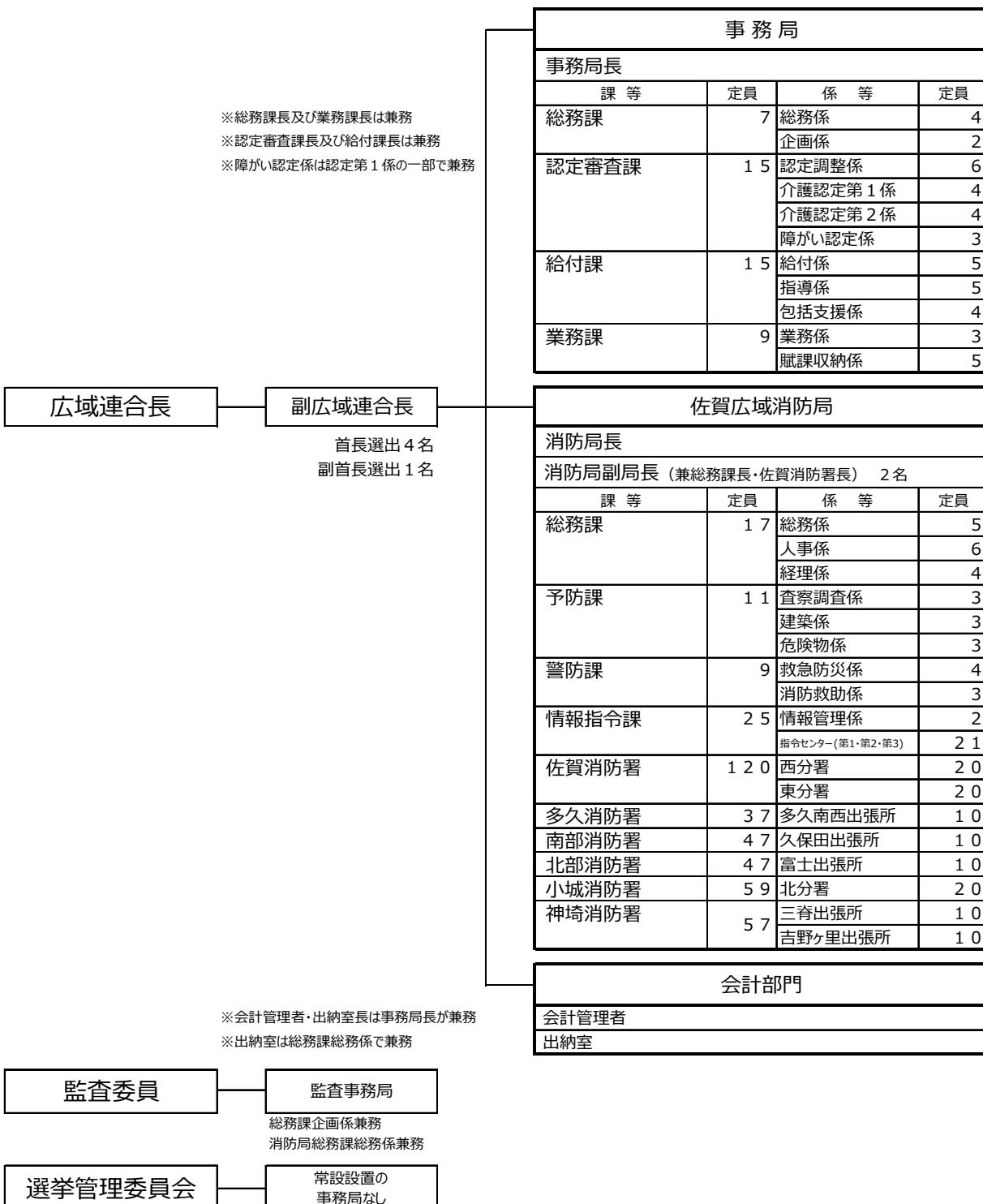
佐賀中部広域連合組織図

令和7年4月1日現在

(議会)



(執行機関)



(3) 業務の概要

① 介護保険業務

ア 要介護・要支援認定状況

○ 要介護（要支援）認定者数（令和7年3月末現在）

単位：人

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	3,594	3,816	4,970	2,378	2,249	1,272	964	19,243
第2号被保険者	42	53	86	57	32	27	16	313
総数	3,636	3,869	5,056	2,435	2,281	1,299	980	19,556

イ 被保険者の状況

○ 第1号被保険者数（令和7年3月末現在）

年齢区分	人数（人）	構成率
65歳以上75歳未満	45,510	45.16%
75歳以上	55,258	54.84%
計	100,768	100.00%

○ 徴収区分別被保険者数（令和7年4月賦課分）

徴収区分	人数（人）	構成率
特別徴収	93,681	92.97%
普通徴収	7,086	7.03%
計	100,767	100.00%

ウ 保険給付の状況

○ 令和6年度保険給付費執行状況

(単位:円)

介護給付費	令和6年度 給付費累計①	1月当たり 平均給付費	令和5年度 給付費累計②	伸率 ①/②
居宅介護サービス給付費	10,755,332,764	896,277,730	10,741,524,017	100.1%
特例居宅介護サービス給付費	425,583	35,465	434,412	98.0%
地域密着型介護サービス給付費	5,431,735,878	452,644,657	5,456,968,768	99.5%
施設介護サービス給付費	8,630,652,909	719,221,076	8,640,808,790	99.9%
居宅介護福祉用具購入費	21,804,243	1,817,020	23,276,639	93.7%
居宅介護住宅改修費	30,503,686	2,541,974	32,541,049	93.7%
居宅介護サービス計画給付費	1,114,693,407	92,891,117	1,097,904,705	101.5%
介護サービス等諸費①	25,985,148,470	2,165,429,039	25,993,458,380	100.0%
介護予防サービス給付費	1,133,764,762	94,480,397	1,085,137,692	104.5%
特例介護予防サービス給付費	0	0	0	—
地域密着型介護予防サービス給付費	278,685,289	23,223,774	241,580,657	115.4%
介護予防福祉用具購入費	19,835,665	1,652,972	17,420,011	113.9%
介護予防住宅改修費	64,092,772	5,341,064	50,956,091	125.8%
介護予防サービス計画給付費	195,623,533	16,301,961	187,410,114	104.4%
介護予防サービス等諸費②	1,692,002,021	141,000,168	1,582,504,565	106.9%
高額介護サービス費③	604,297,039	50,358,087	587,814,703	102.8%
高額医療合算介護サービス費④	104,500,846	8,708,404	102,050,058	102.4%
特定入所者介護サービス費⑤	554,816,880	46,234,740	597,020,791	92.9%
給付費合計(①+②+③+④+⑤)	28,940,765,256	2,411,730,438	28,862,848,497	100.3%
審査支払手数料⑥	40,730,963	3,394,247	40,155,934	101.4%
総合計(①+②+③+④+⑤+⑥)	28,981,496,219	2,415,124,685	28,903,004,431	100.3%

② 広域行政業務

広域行政業務は、佐賀市、多久市、神埼市及び小城市の4市で、広域市町村計画及びふるさと市町村圏計画に基づき事務を実施していましたが、平成21年3月に広域市町村圏及びふるさと市町村圏制度が国において廃止され、本広域連合においては、平成22年3月に同制度に係る事務を廃止しました。

現在は、発展的に、広域市町村圏及びふるさと市町村圏の区域に、神埼郡吉野ヶ里町を加えた4市1町において、広域行政の推進に係る調査研究に係る事務を行うこととしています。

③ 消防業務

ア 佐賀広域消防局管内



構成市町
 ・佐賀市
 ・多久市
 ・小城市
 ・神埼市
 ・吉野ヶ里町

令和7年4月1日現在【火災・救急・救助・通信は令和6年中】

面積・人口・世帯	面 積	人 口	人口密度	世 帯 数
	793.30km ²	332,863人		141,814世帯
佐賀市	431.81 km ²	佐賀市 227,018 人		佐賀市 99,926 世帯
多久市	96.56 km ²	多久市 16,987 人		多久市 6,825 世帯
小城市	95.81 km ²	小城市 42,879 人	420人／km ²	小城市 16,735 世帯
神埼市	125.13 km ²	神埼市 29,755 人		神埼市 11,864 世帯
吉野ヶ里町	43.99 km ²	吉野ヶ里町 16,224 人		吉野ヶ里町 6,464 世帯

予算・機構・人事	消防予算	局・署・所	職 員 数	消防団員数
	55億3997万円 住民1人当り 16,643円 1世帯当り 39,065円	消防局 1 消防署 6 分署 3 出張所 5	定数 450 人 実員 426 人 (定数外職員32人除く)	定数 6,269人 実員 5,353人 (内女性団員147人)

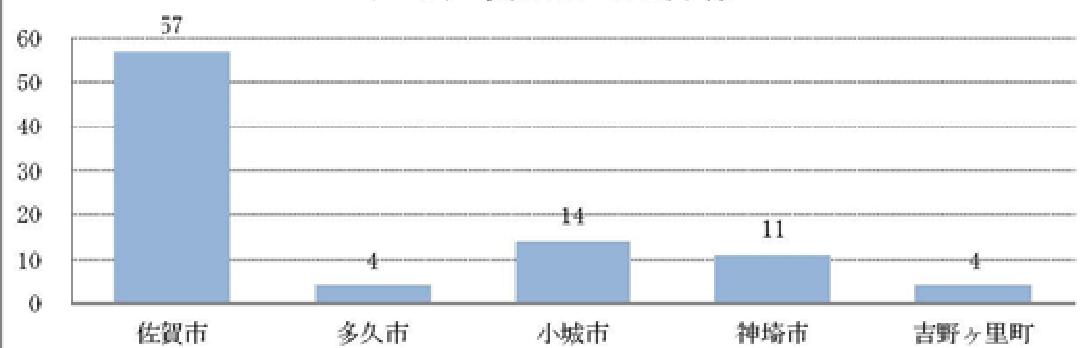
※推計人口を基礎として算出しております。

イ 火災発生状況

令和6年中

区分		市町	佐賀市	多久市	小城市	神埼市	吉野ヶ里町	計
火災件数	建物	30	1	7	6	2	46	
	林野	3		1				4
	車両	5		2	3	1		11
	船舶							0
	航空機							0
	その他	19	3	4	2	1		29
	爆発							0
計		57	4	14	11	4		90
焼損件数	全焼	6		2	2	1		11
	半焼			1	1			2
	部分焼	8		1	1			10
	ぼや	16	1	3	2	1		23
	全焼	7		2	2			11
	半焼	2						2
	部分焼	5		1	2			8
罹災世帯	ぼや	5		4	1			10
	計	49	1	14	11	2		77
	全損	8		3	2			13
	半損	3			1			4
罹災人員	小損	13	1	5	4			23
	計	24	1	8	7	0		40
	人員	62	2	19	18			101
死	死者	2		2				4
	負傷者	12		3	1			16

市町区分別火災件数



ウ 消防車両一覧表

令和7年4月1日現在

種別 所属別	ポンプ車	救助ポンプ車	タンク車	化学生	はしご車	救助工作車	救助車	木難救助車	高規格救助車	指揮隊	災害支援車	機動連絡車	査察車	指令車	資材搬送車	林野火災工作車	連絡車（普）	連絡車（軽）	人員輸送車	燃料補給車	特殊車両	合計
局	総務課																2	1	1			4
	警防課									1		1						1	1			4
	予防課												1					1	1			3
	小計									1		1	1				2	3	2	1		11
佐賀消防署	署	2	2	2	2	4	1					1		1			3	1	2			21
	西分署	1	1				1											1				4
	東分署	1	1				1											1				4
	小計	4	4	2	2	6	1				1		1			5	1	2			29	
多久消防署	署	1	2	1			1						1	1		1		1				9
	南西出張所		1				1											1				3
	小計	1	1	2	1	2							1	1		1	1	1				12
	南部消防署	署	1	1	1			1		1			1	1				1	1			9
北東部消防署	久保田出張所	1					1											1				3
	小計	2	1	1		2			1			1	1			2	1					12
	署		1	1	1		1	2					1	1			1	1				10
	富士出張所	1						1										1				3
小城消防署	小計	1	1	1	1	1	3						1	1		2	1					13
	署	1	1			1		2		1			1	1			1	1				10
	北分署	1	1					1										1				4
	小計	2	1	2		1	1	3		1			1	1		2	1					14
神埼消防署	署	1	1	1				2					1	1	1	1		1	1			11
	三脊出張所	1						1										1				3
	吉野ヶ里出張所			1				1									1				3	
	小計	2	1	1	1		4						1	1	1	1	2	1			1	17
合計		12	4	10	3	3	3	1	20	2	2	1	2	5	6	1	4	17	8	1	3	108

※ 特殊車両：「水陸両用バギー」及び「重機」を示す。



重機



重機搬送車



消防ポンプ自動車CD-I型

エ 防火対象物数

令和7年4月1日現在

市 町 用 途		佐 賀 市	多 久 市	小 城 市	神 埼 市	吉 野 ヶ 里 町	計
1	イ 劇場・映画館・観覧場等	16	3	1	0	2	22
	ロ 公会堂・集会場	89	15	26	9	6	145
2	イ キャバレー・カフェ・ナイトクラブ等	0	0	0	0	0	0
	ロ 遊技場・ダンスホール	14	0	3	2	3	22
3	ハ 性風俗営業店舗等	0	0	0	0	0	0
	二 カラオケボックス等	6	0	1	0	2	9
4	イ 待合・料理店	5	0	1	5	3	14
	ロ 飲食店	507	27	57	40	46	677
5	4 百貨店・物品販売業	445	27	69	37	26	604
5	イ 旅館・ホテル・宿泊所	217	5	42	36	2	302
	ロ 寄宿舎・下宿・共同住宅	3,239	67	273	209	156	3,944
6	イ 病院・診療所・助産所	247	14	29	26	24	340
	ロ 老人短期入所施設等	221	14	34	28	7	304
7	ハ 老人デイサービスセンター等	428	40	66	48	22	604
	二 幼稚園・特別支援学校	65	0	2	0	2	69
8	7 学校・各種学校	321	28	47	47	11	454
9	8 図書館・博物館・美術館	15	3	2	1	4	25
9	イ 蒸気浴場等	4	0	1	0	1	6
	ロ 上記以外の公衆浴場	5	0	0	0	0	5
10	10 車両停車場・航空機発着場	2	0	0	1	1	4
11	11 神社・寺院・教会等	199	20	40	37	8	304
12	12 イ 工場又は作業場	917	141	191	182	136	1,567
	ロ 映画、テレビスタジオ	1	0	0	0	0	1
13	13 イ 自動車車庫・駐車場	166	14	23	17	3	223
	ロ 航空機等の格納庫	3	0	0	0	3	6
14	14 倉庫	863	125	179	175	109	1,451
15	15 前項に該当しない事業場	1,158	114	134	128	115	1,649
16	16 イ 特定複合用途防火対象物	685	33	62	35	12	827
	ロ 上記以外の複合用途	326	14	27	22	14	403
16の2	16の2 地下街	0	0	0	0	0	0
17	17 重要文化財・史跡	14	4	4	3	0	25
18	18 50m以上のアーケード	2	0	0	0	0	2
19	19 市町村長の指定する山林	0	0	0	0	0	0
20	20 総務省令で定める舟車	0	0	0	0	0	0
計		10,180	708	1,314	1,088	718	14,008

才 数量別危険物施設数

令和7年4月1日現在

区分 数量	製造所	貯蔵所							取扱所			計
		屋内	屋外	屋内タンク	屋外タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	給油	販売	一般	
5倍以下	0	76	0	3	38	84	0	106	6	1	78	392
5倍超 10倍以下	2	26	12	1	33	52	0	9	10	1	35	181
10倍超 50倍以下	2	18	16	1	47	47	0	18	45	3	43	240
50倍超 100倍以下	3	4	1	0	25	6	0	1	22	0	9	71
100倍超 150倍以下	0	2	0	0	4	2	0	0	13	0	0	21
150倍超 200倍以下	0	2	0	0	5	1	0	0	23	0	3	34
200倍超 1,000倍以下	2	6	0	0	7	3	0	0	46	0	2	66
1,000倍超 5,000倍以下	0	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6
計	9	139	29	5	160	195	0	134	165	5	170	1,011

カ 危険物施設数

令和7年4月1日現在

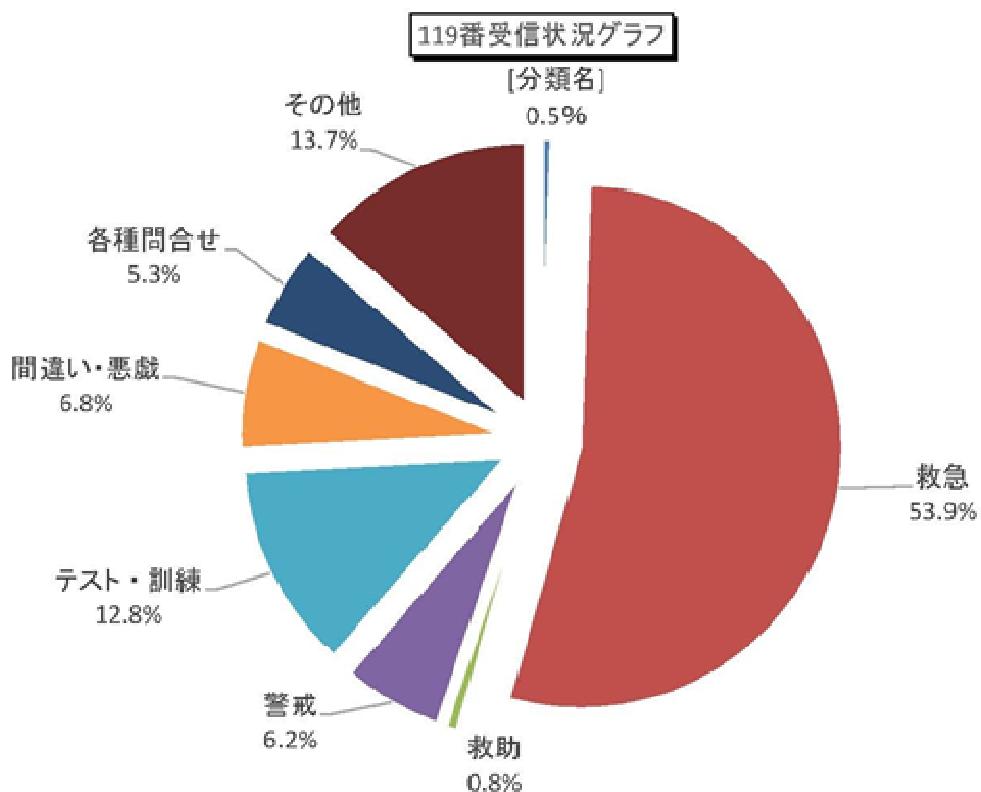
区分 市町	佐賀市	多久市	小城市	神埼市	吉野ヶ里町	計
製造所	3	0	1	0	5	9
貯蔵所	屋内	70	10	16	10	33
	屋外	4	5	0	2	18
	屋内タンク	2	0	0	2	1
	屋外タンク	72	10	19	21	38
	地下タンク	109	19	26	27	14
	簡易タンク	0	0	0	0	0
取扱所	移動タンク	71	3	12	16	32
	給油	101	17	23	15	9
	販売	5	0	0	0	5
一般	90	18	18	26	18	170
計	527	82	115	119	168	1,011

キ 119番受信状況

月 種別	令和6年中												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計(回)
火災	11	5	8	4	32	12	8	27	12	10	15	24	168
救急	1,485	1,190	1,236	1,157	1,285	1,197	1,614	1,678	1,296	1,214	1,223	1,701	16,276
救助	23	25	19	19	19	17	20	18	13	18	18	25	234
警戒	187	135	155	121	140	131	168	159	153	142	159	217	1,867
テスト・訓練	315	310	387	309	370	306	218	205	242	340	481	373	3,856
間違い・悪戯	173	179	170	168	164	133	195	193	169	153	135	231	2,063
各種問合せ	139	87	114	92	115	102	205	190	123	130	129	190	1,616
その他	293	279	352	381	322	341	370	332	362	397	334	368	4,131
計 (回)	2,626	2,210	2,441	2,251	2,447	2,239	2,798	2,802	2,370	2,404	2,494	3,129	30,211

※「その他」には、重複通報や陳情などが含まれます。

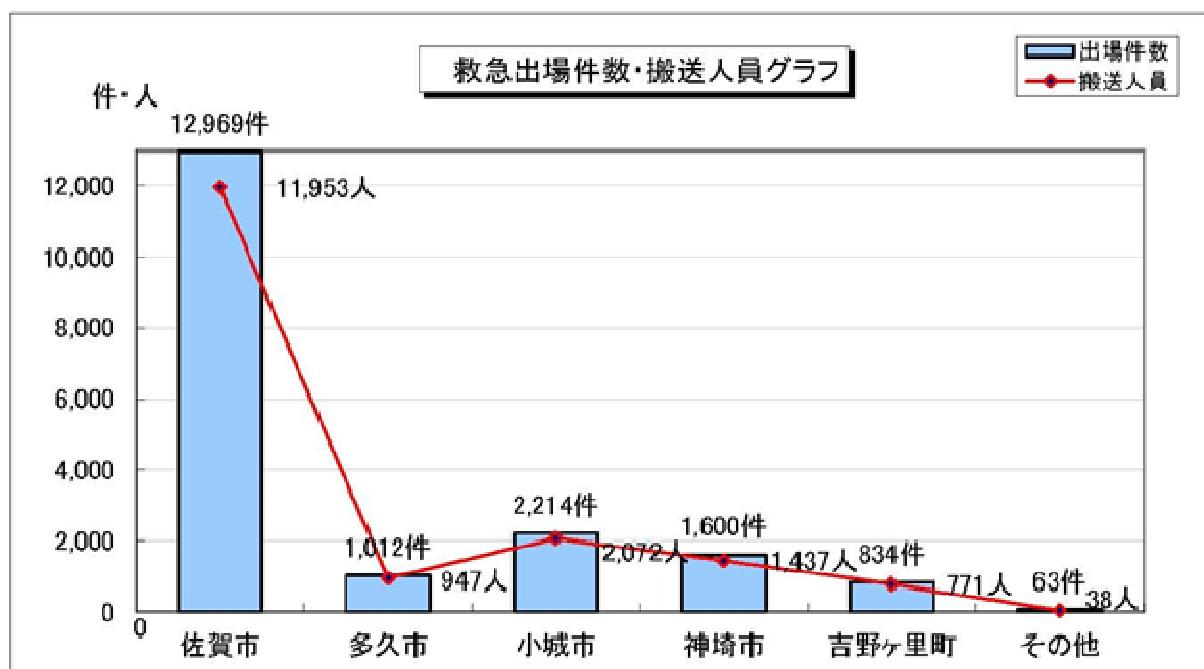
※重複通報：例）火災など一つの災害で多数の人が119番通報をすること。



ク 事故種別救急出場件数・搬送人員

令和6年中

市町 種別	佐 賀 市	多 久 市	小 城 市	神 埼 市	吉 野 ヶ 里 町	左 記 以 外	計	
火 災	60	5	19	20	9	4	117	
自 然 灾 害	8	1	2	1	1		13	
水 難	11	0	1	2	0		14	
交 通	908	41	139	146	74	42	1,350	
労 働 灾 害	86	6	34	24	7		157	
運 動 競 技	149	10	30	8	5		202	
一 般 負 傷	1,630	150	259	186	101	1	2,327	
加 害	34	1	6	1	2		44	
自 損 行 為	89	5	20	11	6		131	
急 病	7,712	663	1,314	985	519	14	11,207	
そ の 他	1,770	96	304	160	93		2,423	
医 師							0	
資 器 材							0	
そ の 他	512	34	86	56	17	2	707	
出場件数(計)	12,969	1,012	2,214	1,600	834	63	18,692	
傷 病 程 度	死	184	18	33	25	12	273	
	重	1,217	90	233	162	99	2	1,803
	中	6,107	434	1,031	768	360	14	8,714
	軽	4,443	405	775	482	300	21	6,426
	その他	2					2	
搬送人員(計)	11,953	947	2,072	1,437	771	38	17,218	
不 搬 送	1,097	68	152	174	71	31	1,593	

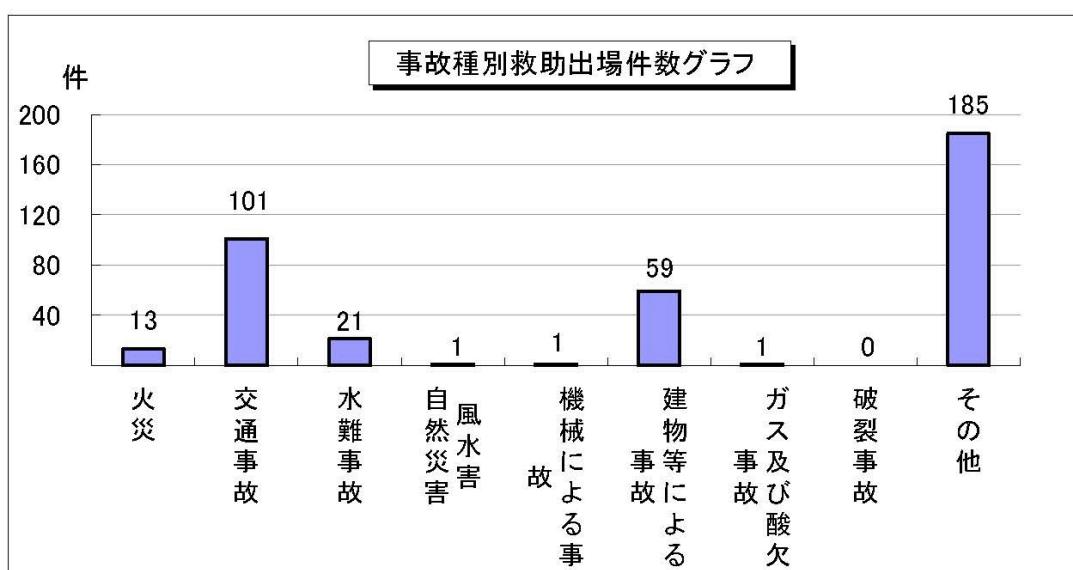


ケ 事故種別救助出動件数・救助人員

令和6年中

事故種別	佐賀市	多久市	小城市	神埼市	吉野ヶ里町	左記以外	合計
火 災	8		3	2			13
	5		2				7
交 通 事 故	44	4	5	14	11	23	101
	22	4	1	10	9	3	49
水 難 事 故	17		1	3			21
	6		1	3			10
風 水 害 自 然 災 害	1						1
機 械 に よ る 事 故			1				1
			1				1
建 物 等 に よ る 事 故	45	2	6	6			59
	30	1	2	4			37
ガ ス 及 び 酸 欠 事 故			1				1
破 裂 事 故							
そ の 他	107	17	28	17	7	9	185
	67	9	14	12	3	1	106
計	222	23	45	42	18	32	382
	130	14	21	29	12	4	210

※ 上段は出動件数、下段は救助人員を示す。



コ 幼少年女性防火委員会

i 委員会の目的

幼年消防クラブ及び少年消防クラブ並びに女性防火クラブの結成促進と育成強化を図り、自主防災意識の高揚と地区防災体制の一層の充実に資することを目的とする。

名 称	結 成 年 月 日	事 務 局
佐賀地区幼少年女性防火委員会	平成12年4月1日	佐賀広域消防局 予防課

サ 幼年・少年消防クラブ

i クラブの目的

このクラブは、幼年・少年期において、火の大切さと火の取り扱いを間違えた時の恐ろしさを教え、火遊び・いたずらによる火災の防止を図り、また、災害時の身の守り方を身につけさせるとともに、このクラブ活動を通じ子供達を健全に礼儀正しく、協調性を養うことを目的とする。

ii 結成状況

《幼年消防クラブ》

令和7年4月1日現在

市名	クラブ数	クラブ員数
佐賀市	36	2,185
多久市	13	291
小城市	12	232
神埼市	8	844
吉野ヶ里町	5	473
計	74	4,025

《少年消防クラブ》

令和7年4月1日現在

市名	クラブ数	クラブ員数
佐賀市	0	0
多久市	1	84
小城市	1	56
神埼市	0	0
吉野ヶ里町	1	31
計	3	171

シ 女性防火クラブ

i クラブの目的

このクラブは、一般家庭からの火災を防止するため、特に家庭で使用される火気取扱器具の化学的知識と適切な使用方法を知り、更に火災発生時の避難通報要領と初期消火方法等を習熟するとともに、火災予防思想の高揚を図り、明るい安全な地域と家庭を築くことを目的とする。

ii 結成状況

令和7年4月1日現在

市名	クラブ数	クラブ員数
佐賀市	1	7
計	1	7

ス 消防音楽隊

i 概 要

音楽を通じて市民の火災予防思想の普及を図り、併せて消防職員の士気の高揚と情操の育成に資することを目的として、昭和44年5月1日に同好者23名で音楽部を結成した。逐年の活動の結果、各種行事での演奏の機会も多くなり、消防広報を更に効果的なものにするため、昭和48年8月1日に音楽隊の設置規程を制定し、名称も佐賀市消防音楽隊として正式に発足した。昭和57年3月には同規程の一部を改正して、消防団員も音楽隊員に委嘱することができるようし職団員をもって消防広報に活躍している。平成12年4月1日佐賀広域消防局発足と同時に名称変更が行われ、『佐賀広域消防局消防音楽隊』となつた。

平成26年4月からは、消防職団員以外の者も広く音楽隊員に委嘱できるようにした。

現在は、週一回の定期的な合同練習を行い、各種演奏出場に備えている。

ii 編 成

令和7年4月1日現在

樂 器 名 等	職員			講師	一 般	人員計
	隊長	副隊長	隊 員		隊 員	
指 挿				1		1
フルート (ピッコロ)					4 (2)	4 (2)
クラリネット (バスクラリネット)			2		4 (2)	6 (2)
アルトサクソフォン テナーサクソフォン バリトンサクソフォン		1	2			(3)
トランペット		1			5 (2)	6 (2)
ホ ル ン					4 (1)	4
トロンボーン			2		4 (1)	6 (1)
ユーフォニウム			1 (1)		2 (2)	3 (3)
チューバ	1				2	3
ベ ース コントラバス			1 (1)			1 (1)
パーカッション			2		3	5
計	1	2	10 (2)	1	32 (13)	46 (15)

() 内はうち女性隊員数

iii 令和6年の主な演奏出場

演奏月	行 事 名
1月	佐賀市消防団出初式
2月	さが農業まつり
3月	佐賀県消防大会
3月	春の火災予防コンサート
4月	佐賀県消防職員意見発表会
8月	脊振わんばくまつり
9月	救急フェスタ
9月	リレー・フォー・ライフ・ジャパン2024佐賀
10月	ライトファンタジーオープニングパレード
11月	さが防火フェスタ2024

佐賀県後期高齢者医療広域連合

(1) 経緯

平成 18 年 6 月 21 日に公布された「健康保険法等の一部を改正する法律」により、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」（平成 20 年 4 月 1 日施行）と全面的に改正され、75 歳以上の高齢者等に係る医療については、後期高齢者医療制度で行うことになった。

また、平成 20 年 4 月から始まったこの後期高齢者医療を運営するのは、都道府県の区域ごとに全市町が加入する広域連合とされ、その設立に向け、「佐賀県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会」を平成 18 年 9 月 1 日に設けた。

12 月に全ての市・町で議決され、平成 19 年 1 月 23 日に県から設置許可書の交付を受け、2 月 1 日に「佐賀県後期高齢者医療広域連合」が発足した。

平成 19 年度は、制度施行の準備が行われ、平成 20 年 4 月 1 日から後期高齢者医療制度が開始された。

(2) 佐賀県後期高齢者医療広域連合の概要

① 構成団体：県内全市町（10 市 10 町）

佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市
神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、
江北町、白石町、太良町

② 主な業務

- ア 被保険者の資格の管理に関する事務
- イ 医療給付に関する事務
- ウ 保険料の賦課に関する事務
- エ 保健事業に関する事務
- オ その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

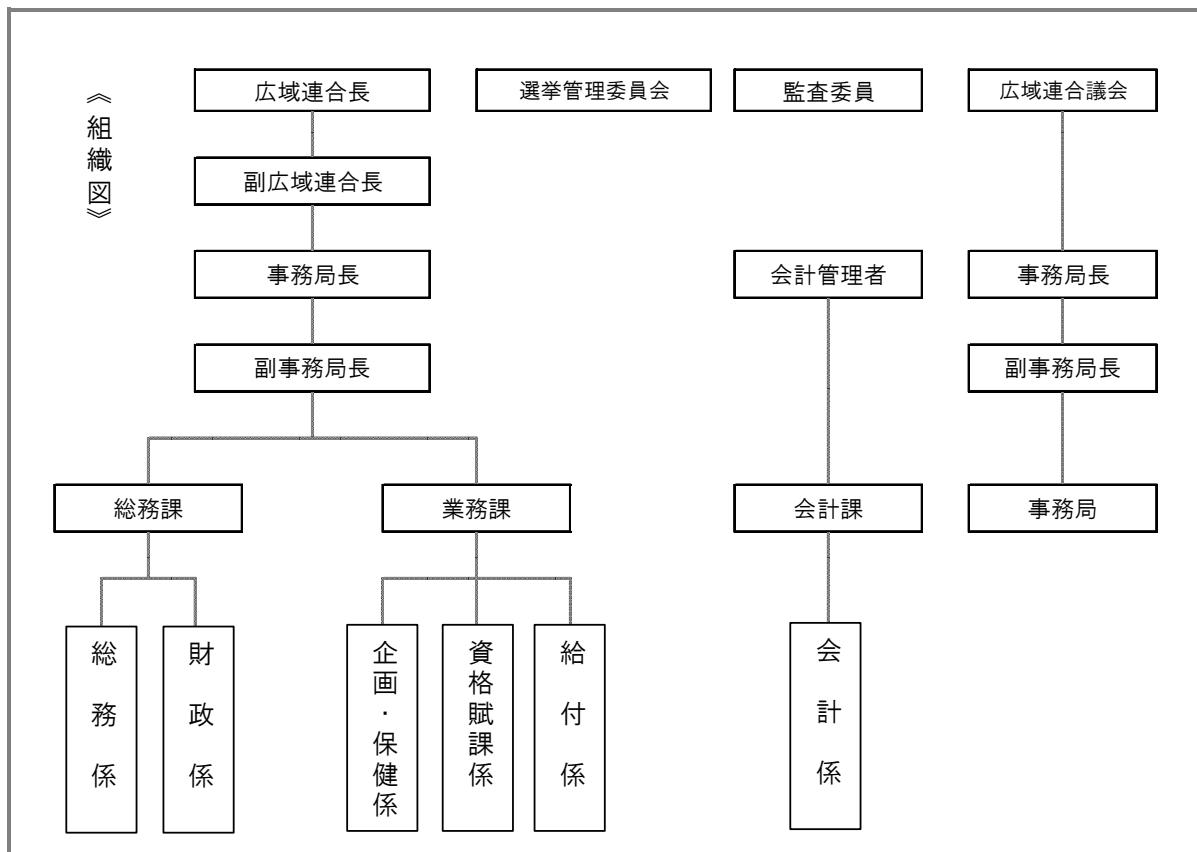
③ 市町と広域連合の役割

広域連合の役割	市町の役割
<ul style="list-style-type: none">○ 保険料の決定○ 被保険者の資格認定○ 医療を受けたときの給付○ 保健事業に関する業務	<ul style="list-style-type: none">○ 保険料の徴収○ 申請や届出の受け付け○ 資格確認書等の引き渡し○ 広報及び相談○ 保健事業に関する業務

(3) 組織図

現在、佐賀市大和支所 3 階に事務局を設け、構成市町から派遣された 24 名の職員により、後期高齢者医療制度の円滑な運営のための業務を行っている。

(令和 7 年 4 月 1 日現在)



※ 所在地 佐賀県後期高齢者医療広域連合事務局
佐賀市大和町大字尼寺 1870 番地 佐賀市大和支所 3 階

(4) 後期高齢者医療制度のしくみ

① 被保険者

佐賀県後期高齢者医療広域連合区域内である佐賀県内の市町に住所を有する

ア 75 歳以上の方

イ 65 歳から 74 歳で一定の障がいがある方

(本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた方)

② 保険料

ア 保険料の計算方法

保険料 = 所得割額 【 (前年中の総所得金額等 - 基礎控除額) × 所得割率】 + 被保険者均等割額

	令和 6 年・7 年度
被保険者均等割額	57,100 円
所得割率	11.09% (※1)
賦課限度額	800,000 円 (※2)

※1 基礎控除後の総所得金額が 58 万円以下の方の所得割率は、令和 6 年度に限り 10.27% を適用。

※2 令和 5 年度末時点で 75 歳以上、または令和 6 年度末以前の障害認定による被保険者の賦課限度額は、令和 6 年度に限り 73 万円。

イ 保険料の軽減措置と激変緩和措置（これまでの経緯）

制度施行状況を踏まえて、高齢者の置かれている状況に十分配慮し、低所得者層を中心とし保険料の軽減対策が措置されている。

	所得の低い方 (軽減措置)	被扶養者であった方 (激変緩和措置)
恒常的な措置	○被保険者均等割の 7 割、5 割、2 割軽減	○所得割の賦課なし ○制度加入時から 2 年間 ・被保険者均等割の 5 割軽減
平成 20 年度における措置	○被保険者均等割 7 割軽減世帯の 8.5 割軽減 ○所得割の 5 割軽減	○4 月～9 月 ・保険料負担の凍結 ○10 月以降 ・被保険者均等割の 9 割軽減
平成 21 年度における措置 ※平成 28 年度まで継続	○被保険者均等割 7 割軽減世帯の 9 割軽減又は 8.5 割軽減 ○所得割の 5 割軽減	○被保険者均等割の 9 割軽減
平成 29 年度における措置	○被保険者均等割 7 割軽減世帯の 9 割軽減又は 8.5 割軽減 ○所得割の 2 割軽減	○被保険者均等割の 7 割軽減
平成 30 年度における措置	○被保険者均等割 7 割軽減世帯の 9 割軽減又は 8.5 割軽減	○被保険者均等割の 5 割軽減
令和元年度における措置	○被保険者均等割 7 割軽減世帯の 8.5 割軽減又は 8 割軽減	(「恒常的な措置」に戻る)
令和 2 年度における措置	○被保険者均等割 7 割軽減世帯の 7.75 割軽減	(「恒常的な措置」に戻る)
令和 3 年度以降における措置	(「恒常的な措置」に戻る)	(「恒常的な措置」に戻る)

ウ 保険料の納付方法

- i 特別徴収 保険料徴収は原則として年金からの引き落とし（特別徴収）となる。
- ii 普通徴収 年金受給額が年額 18 万円未満の方や介護保険料とあわせた保険料額が、年金受給額の 2 分の 1 を超える場合には、特別徴収とならない。
納付書や口座振替による支払いとなる。

※ 保険料の納付方法の変更（特別徴収から普通徴収への変更）について
年金からの引き落とし（特別徴収）の方については、市町へ申し出いただくこと
により、口座振替（普通徴収）へ変更できる。

③ 保険給付の内容

療養の給付、療養費、入院時食事・生活療養費、高額療養費、訪問看護療養費、移送費、葬祭費、高額介護合算療養費の支給。

(5) 業務の状況

① 被保険者の状況（令和 7 年 3 月末現在）

年 齢 区 分	人 数 (単位: 人)	構成率
65 歳から 74 歳で一定の障がいがある方（広域連合の認定を受けた方）	1, 419	1. 04%
75 歳以上の方	134, 588	98. 96%
計	136, 007	100. 00%

② 保険料徴収の状況（令和 6 年度／令和 7 年 5 月末現在）

調定額（円）	収納額（円）	収納率（%）
10, 633, 669, 000	10, 594, 700, 272	99. 63

③ 保険給付費の状況（令和 6 年度保険給付費執行状況）

区 分	件 数 (件)	給付費 (円)
療養給付費	4, 528, 000	127, 122, 622, 831
療養の給付	4, 454, 507	126, 227, 816, 869
柔道整復	51, 704	376, 088, 607
療養費（治療用装具ほか）	6, 817	163, 058, 043
療養費（はり、きゅう、あんま、マッサージ）	14, 972	355, 659, 312
訪問看護療養費	12, 292	1, 096, 392, 703
特別療養費	0	0
移送費	2	7, 010
高額療養諸費	443, 526	7, 461, 868, 782
高額療養費	433, 990	7, 328, 782, 973
高額介護合算療養費	9, 536	133, 085, 809

葬祭費	8,713	261,390,000
-----	-------	-------------

④ 保健事業の状況（令和6年度）

健康診査 255,947,538円（委託事業費等）

受診者数（人）	受診対象者数（人）	受診率（%）
27,537	124,729	22.08

佐賀市土地開発公社

(1) 目的

土地開発公社は、佐賀市と一体となり、市の施策に対応し、都市的機能の整備を推進するに必要な用地確保を行い、もって市民福祉の増進に寄与すること目的とする。

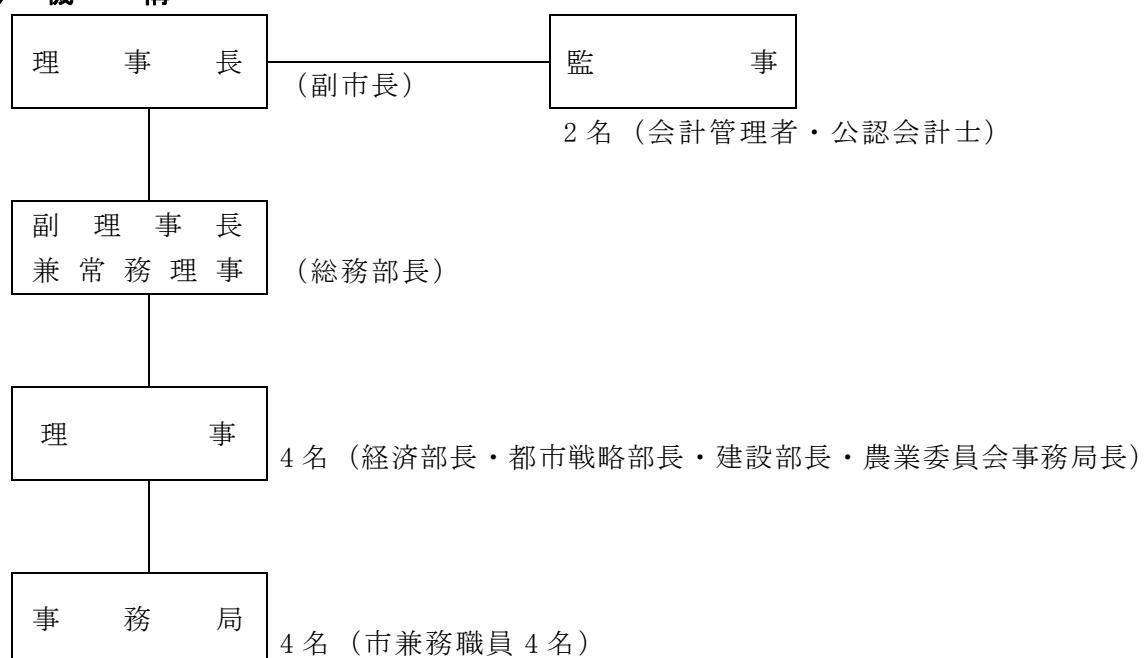
(2) 名称・所在地

佐賀市土地開発公社 佐賀市栄町1番1号

(3) 基本財産

500万円（佐賀市からの出資金）

(4) 機構



(5) 事業計画（令和7年度）

① 買収予定

区分	数量(m ²)	金額(千円)	摘要
—	—	—	—
計	—	—	—

② 売却予定

区分	数量(m ²)	金額(千円)	摘要
—	—	—	—
計	—	—	—

(6) 保有地一覧

(令和 7 年 4 月 1 日)

	事業番号	事業名	地目	面積 (m ²)	金額 (円)
公 有 用 地	013	都市計画街路 呉服元町～渕線	宅地	705.38	118, 653, 362
	026	葉隱発祥の地周辺整備事業	山林外	8, 565. 72	285, 133, 593
	101	城内公園整備予定地	宅地	1, 928. 81	276, 740, 169
	小 計			11, 199. 91	680, 527, 124

特 定 土 地	—	—	—	—	—
	小 計			—	—

土 地 開 発 中	—	—	—	—	—
	小 計			—	—

合 計	11, 199. 91	680, 527, 124
-----	-------------	---------------

佐賀東部水道企業団

(1) 事業の概要

佐賀東部水道企業団は、佐賀市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみやき町の水道用水供給事業と、佐賀市の一部（川副町、東与賀町）、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみやき町の6市町の水道事業を行っている。

企業団が行う事業のうち水道用水供給事業とは、筑後川から取水した原水を北茂安浄水場で浄水処理し、送水ポンプによってみやき町皿山地内の標高 50m 地点の自壁中継ポンプ場に圧送し、更に加圧ポンプによって同町香田地内の標高 100m 地点の中原調整池(33,690m³)で貯水した後、自然流下によって 5 市町へ水道用水を供給し、また、飛地となっている基山町へは、福岡導水事業の導水管から受水し基山浄水場で浄水処理した後、町内に供給する、言わば水の「卸売り」の事業である。

また、水道事業は、水道用水供給事業から受水した水をそのまま管網整備した配水管を通して各家庭へ給水する「小売り」の事業である。

以上のように当企業団は、水道用水供給事業と水道事業を併営する全国でも希有な水道事業体である。

	水道用水供給事業	水道事業
計画	供給区域 6 市町 (370.87 k m ²) 給水人口 305,500 人 一日最大取水量 102,000m ³ / 日 一日最大供給量 85,400m ³ / 日	給水区域 6 市町 (210.5 k m ²) 給水人口 116,600 人 一日最大給水量 48,500m ³ / 日
実績	令和 6 年度 給水人口 281,172 人 年間供給水量 20,141,591m ³ 一日最大供給量 63,231m ³ / 日 建設改良費（税込）395,889 千円	令和 6 年度 給水人口 113,373 人 年間給水量 11,340,593m ³ 一日最大給水量 38,914m ³ / 日 建設改良費（税込）921,598 千円



佐賀東部水道企業団

本序

佐賀市兵庫町大字西渕 1960 の 4

TEL (0952) 30-6151

三養基営業所（みやき町防災センター別館 1F）

三養基郡みやき町大字東尾 737 の 5

TEL (0942) 89-2868

北茂安淨水場

三養基郡みやき町大字江口 3986 の 1

TEL (0942) 89-5676

基山淨水場

三養基郡基山町大字園部 1682 の 3

TEL (0942) 92-7209

脊振共同塵芥処理組合

○ 施設名称	脊振広域クリーンセンター	※令和5年度で稼働終了
○ 所在地	佐賀県神埼市脊振町鹿路 3362番地1	
○ 構成団体	吉野ヶ里町・神埼市・佐賀市（旧三瀬村・旧諸富町）	
○ 共同処理の事務	塵芥処理施設の設置、管理及び経営並びに収集に関する事務 ※令和6年度からは塵芥処理施設の管理、運営及び廃止に関する事務	

(1) ごみ焼却処理施設

① 建設年度	平成6年度～平成8年度（3ヵ年継続事業）
② 敷地面積	40,000 m ² （粗大ごみ施設・洪水調整池含む）
③ 処理能力	111 t / 24H (55.5t/24h × 2炉)
④ 燃焼方式	全連続燃焼式（炉数：2炉）
⑤ 焼却炉数	2炉
⑥ 主要設備	
ア 受入供給設備	ピットアンドクレーン方式
イ 燃焼設備	ストーカ方式
ウ 燃焼ガス冷却設備	水噴射冷却方式
エ 排ガス処理設備	バグフィルタ・有害ガス除去設備（乾式）
⑦ 建設事業費	3,264,136千円 財源内訳 [国庫補助金 372,121千円] [地方債 2,570,500千円] [一般財源 321,515千円]

(2) 粗大ごみ処理施設

① 建設年度	平成6年度～平成8年度（3ヵ年継続事業）
② 処理能力	25 t / 日
③ 選別種類	鉄類・アルミ類・可燃物・不燃物の4種類
④ 主要設備	
ア 受入供給設備	受入れホッパ方式
イ 破碎設備	粗破碎機（二軸）・回転破碎機
⑤ 建設事業費	1,116,108千円 財源内訳 [国庫補助金 227,102千円] [地方債 789,000千円] [一般財源 100,006千円]

(3) 埋立処分地施設

① 建設年度	平成6年度～平成7年度（2ヵ年継続事業）
② 埋立施設面積	13,000 m ²
③ 埋立面積	11,000 m ³

④	埋立容量	100,000 m ³
⑤	埋立工法	セル工法
⑥	主要設備	
	ア 流出防水設備	土堰堤
	イ 遮水設備	全面遮水シート工（一部2重シート）
	ウ 浸出水処理施設	処理能力 60 m ³ /日 処理能力 生物処理+凝集沈殿処理+砂ろ過+キレート吸着 +活性炭吸着+塩素滅菌 ※浸出水処理水はごみ焼却施設にて再利用
⑦	建設事業費	930,996 千円 財源内訳 [国庫補助金 166,231 千円] [地方債 651,800 千円] [一般財源 112,965 千円]

(4) 施設全体建設事業費

5,311,240 千円
財源内訳 [国庫補助金 765,454 千円]
[地方債 4,011,300 千円]
[一般財源 534,486 千円]

(5) 灰溶融施設概要

①	建設年度	平成 18 年度事業（繰越事業）
②	工 期	平成 18 年 12 月 4 日～平成 19 年 12 月 20 日
③	施設名称	脊振広域クリーンセンター灰溶融施設
	ア 处理能力	12.6 t / 16 h (6.3 t / 16 h × 2 炉)
	イ 溶融方式	焼却炉直結溶融方式
	ウ 主要設備	
	i 灰溶融炉	
	ii 酸素供給設備 (V S A 酸素製造装置)	
	iii 燃料供給設備 (L P G 供給設備)	
	iv スラグ搬出設備	
	v 溶融飛灰搬出設備	
エ	建設事業費	973,665 千円 (内訳) 工事費 962,850 千円 事務費 10,815 千円
オ	財源内訳	[国庫交付金 307,239 千円] [地方債 591,900 千円] [一般財源 74,526 千円]

天山地区共同衛生処理場組合

(1) 施設の概要

- ① 名 称 クリーンセンタ一天山
- ② 所 在 地 佐賀県小城市牛津町勝 861 番地
- ③ 構 成 団 体 佐賀市（大和町・久保田町）・小城市・多久市
- ④ 共同処理の事務 し尿の終末処理、処理の計画、衛生処理施設の建設及び維持管理に関する事務
- ⑤ 施設の処理方式 標準脱窒素処理方式+高度処理（凝集沈殿、オゾン酸化、砂ろ過）
- ⑥ 施設の処理能力 180kℓ/日（し尿：169.4kℓ/日、浄化槽汚泥：10.6kℓ/日）
- ⑦ 施設建設事業費 2,837,203 千円

(2) 令和6年度し尿・浄化槽汚泥搬入量及び負担金実績

(単位：kℓ)

区分	佐賀市	小城市	多久市	計	構成比
し尿搬入量	4,504	11,989	9,922	26,415	17.05%
浄化槽汚泥搬入量	8,401	13,568	5,201	27,170	30.92%
計	12,905	25,557	15,123	53,585	24.08%

(単位：千円)

区分	佐賀市	小城市	多久市	計	構成比
運営負担金	89,687	161,055	99,258	350,000	25.62%

三神地区環境事務組合

- ① 施設の名称 三神地区汚泥再生処理センター
② 所在地 佐賀県神埼市千代田町柳島 1290 番地
③ 構成団体 佐賀市（三瀬村）・神埼市・吉野ヶ里町・基山町・みやき町・上峰町
④ 共同処理する事務 汚泥再生処理施設の設置及び管理運営
⑤ 施設の処理方式 膜分離高負荷脱窒素処理+高度処理
⑥ 施設の処理能力 139 k L/日
(し尿：40 k L/日、浄化槽汚泥：83 k L/日、農業集落排水汚泥：16 k L/日)
⑦ 施設改良事業費 31 億 695 万円

⑧令和 6 年度し尿・浄化槽汚泥搬入量

(単位：k L)

区分	佐賀市	その他の市町	計	構成比
し尿搬入量	459	13, 583	14, 042	3.27%
浄化槽汚泥搬入量	1, 382	33, 847	35, 229	3.92%
計	1, 841	47, 430	49, 271	3.74%

⑨令和 6 年度負担金

(単位：千円)

区分	佐賀市	その他の市町	計	構成比
運営負担金	19, 503	315, 547	335, 050	5.82%

天山地区共同斎場組合

(1) 施設の概要

① 位置	多久市東多久町大字別府 2949 番地 743
② 敷地面積	9, 599. 30 m ²
③ 建築面積	1, 198. 67 m ² (建床面積 859. 06 m ²)
④ 建物構造	鉄筋コンクリート、一部鉄骨、平屋建
⑤ 施設内容	
ア 待合棟	ホール、待合室 4 室、事務室、給茶機、自動販売機、便所
イ 火葬棟	前室、収骨室 (2 室)、告別室、炉前ホール、火葬炉 4 基、発電機室、残灰処理室、機械室、作業員控室
ウ 駐車場	28 台
⑥ 着工及び竣工	昭和 48 年 2 月 25 日着工 昭和 48 年 11 月 20 日竣工
⑦ 業務開始	昭和 48 年 12 月 1 日
⑧ 全面改修年度	平成 11 年度
⑨ 事業費	401, 701 千円 (改修費)

(2) 使用料

(単位 : 円)

① 遺がいの火葬料 (1 体につき)	地区内居住者	地区外居住者
大人 (12 歳以上)	6, 000	60, 000
子ども (12 歳未満)	4, 000	40, 000
死産児	2, 000	20, 000
② 改葬遺骨の火葬料 (1 体につき)	地区内居住者	地区外居住者
区分なし	2, 000	20, 000
③ 焼却料	地区内居住者	地区外居住者
人体の一部	2, 000	20, 000
汚物等	1, 000	10, 000

(3) 利用状況 (令和 6 年度)

区分		件数	区分		件数
大人	地区内	948 件	改葬遺骨の火葬	地区内	61 件
	地区外	21 件		地区外	0 件
子ども	地区内	2 件	焼却料	人体の一部	地区内 0 件 地区外 0 件
	地区外	0 件		汚物等	地区内 0 件 地区外 0 件
死産児	地区内	11 件			
	地区外	0 件			

佐賀市シルバー人材センター

(1) 概 要

- ① 名 称 公益社団法人 佐賀市シルバー人材センター
- ② 設 立 昭和 59 年 3 月 7 日
- ③ 所在地 佐賀市兵庫北三丁目 8 番 36 号

(2) 会員数調

○ 会員数及び平均年齢、最高・最低 (令和 7 年 3 月 31 日現在)

区 分	会員数	平均年齢	最高年齢
男	541 人	75.3 歳	92 歳
女	249 人	75.2 歳	97 歳
合 計	795 人	75.2 歳	

(3) 会員の年齢別構成

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

区 分	構 成 数		
	男	女	合 計
60 歳 未 滿	1 人	0 人	1 人
60 歳 ~ 64 歳	17 人	9 人	26 人
65 歳 ~ 69 歳	54 人	38 人	95 人
70 歳 ~ 74 歳	189 人	79 人	270 人
75 歳 ~ 79 歳	189 人	76 人	265 人
80 歳 以 上	91 人	47 人	139 人
合 計	541 人	249 人	795 人

(4) 年度別 会員数・契約件数・金額(公共・民間別)一覧表

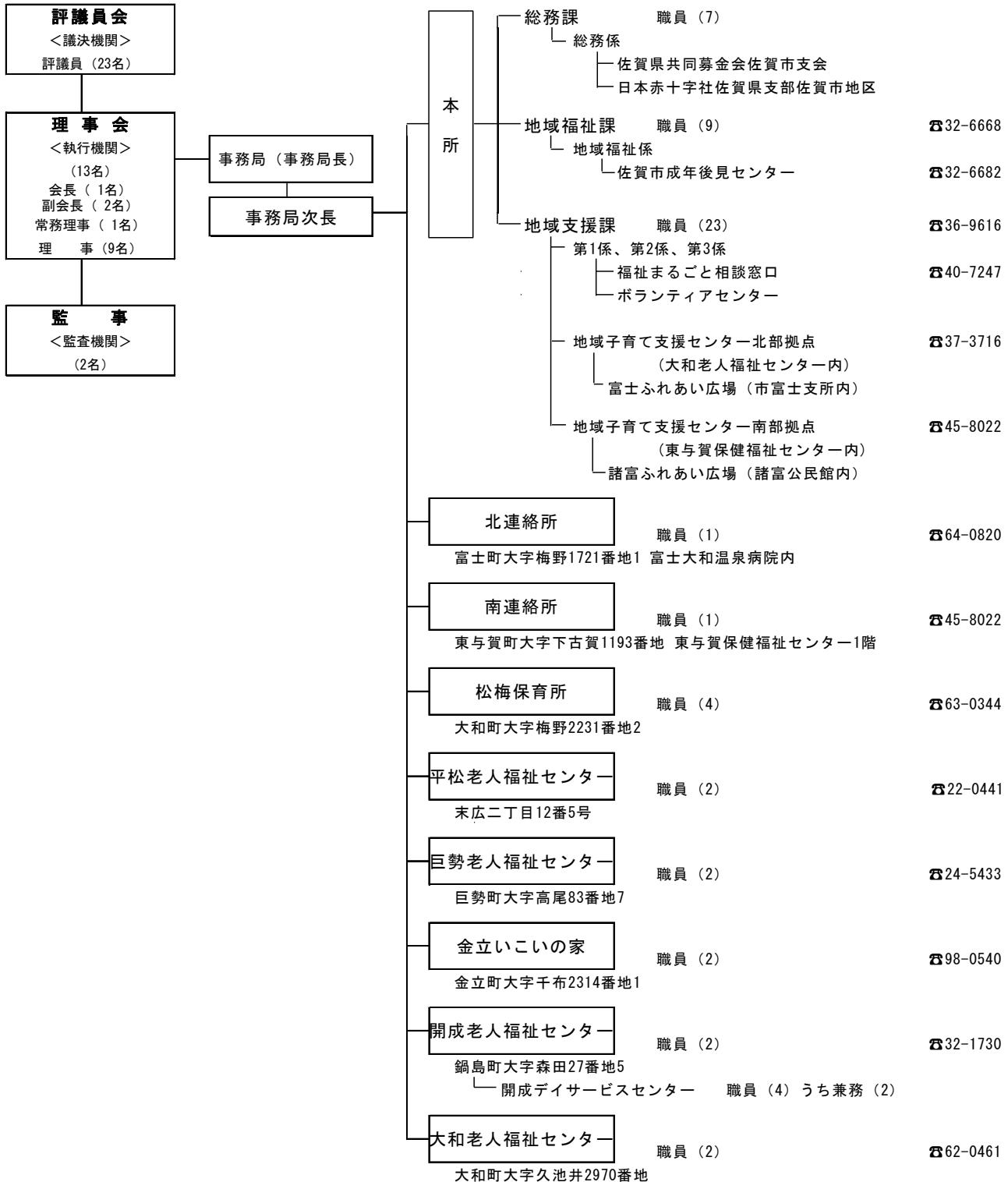
年度	会員数 (人)	男 (人)	就業 実人員 (人)	就業率 (%)	契約件数 (件)	公共事業 (件)	契約金額 (円)	公共事業 (円)	公共・民間 比率 (%)
		女 (人)				民間事業 (件)		民間事業 (円)	
R2	902	599	675	70.0	5,506	327	298,819,588	124,759,705	41.8
		303				5,179		174,059,883	58.2
		593				379		138,766,943	45.1
R3	864	271	607	70.3	5,505	5,126	307,199,137	168,432,194	54.9
		572				337		129,922,184	43.1
R4	836	264	593	70.9	5,458	5,121	301,597,978	171,675,794	56.9
		581				316		130,385,039	43.6
R5	849	268	570	67.1	5,037	4,721	298,711,486	168,326,447	56.4
		541				320		136,579,172	45.7
R6	795	249	526	66.2	4,490	4,170	298,759,920	162,180,748	54.3

佐賀市社会福祉協議会

佐賀市社会福祉協議会組織図

本 所 佐賀市兵庫北三丁目8番36号 佐賀市保健福祉会館3階

☎32-6670



(2) 社会福祉事業拠点区分

区分	事業名	事業の概要	対象
法人運営事業	法人運営事業	<p>①将来的な展望に立った財政確保の方策として、社協会費制度の周知、拡大などを図るとともに、資金の効果的かつ効率的な運用に努め、財政基盤の強化を図る。</p> <p>②職員は社協の役割と使命を認識し、業務目標の達成に向けた業務遂行に努める。また、職員研修等を通じて広範な知識と専門性を養い、意識改革、資質の向上に努めると同時に、職場環境の整備、充実を図る。</p> <p>③理事、評議員の各種事業への参画意識を高め、理事会・評議員会の活性化を図る。</p> <p>④苦情解決システム管理要綱に基づき、利用者等からの苦情について適切な解決を図る。また、利用者等の権利を擁護するとともに、本会が実施する事業の質の向上及び運営の信頼性を高める。</p>	理事・評議員等

区分	事業名	事業の概要	対象
地域福祉活動事業	企画・広報	<p>①佐賀市社会福祉大会の開催</p> <p>②社協だより “愛・あい” の発行</p> <p>③ホームページの運用</p>	<p>市内の福祉関係者</p> <p>市内全世界及び事業所</p> <p>一般市民</p>
	地域福祉活動計画策定事業	第4期計画（令和3年度～令和7年）の最終年度にあたり、進捗状況の振り返りを行う。また、第5期計画（令和8年度～令和12年度）の策定に向けて取り組んでいく。	一般市民
	ボランティアセンター事業	住民主体の地域福祉の推進の為に、ボランティア機能（コーディネート・人材育成等）の整理、各事業における評価・方法等を検討する。併せて、地域福祉教育の視点を踏まえ、各事業、助成を活かした地域力の向上を図っていく。	
		①ボランティアセンター運営事業	一般市民 ボランティア会員

	②ボランティア団体等助成事業	ボランティア団体等
	③各町村ボランティア連絡協議会活動助成	ボランティア団体等
	④災害ボランティアセンター事業	被災者 一般市民 ボランティア等

区分	事業名	事業の概要	対象
地域福祉活動事業	高齢者ふれあいサロン事業 (佐賀市委託)	高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせるよう、地域住民の協力のもと、地域の様々な施設（地区公民館、集会所等）を利用し、高齢者と地域住民が気軽に集い、お互いに交流を深める。また、生きがいづくりや健康づくりを推進し、高齢者が閉じこもりや寝たきりにならないよう、自立生活の助長を図ることで、介護予防に繋げる。	概ね65歳以上の閉じこもりがちな高齢者
	地域子育て支援センター事業	子育て世代の親子等に対する支援について、継続的に事業を展開していく。また、地域で子育てに関する活動を行っているサークル等との連携強化も図っていく。 北部拠点：大和ふれあい広場 南部拠点：東与賀ふれあい広場	未就園児及びその保護者・ボランティア
	多機関協働事業 (佐賀市委託)	令和4年度から佐賀市で取り組んでいる重層的支援体制整備事業の中核を担う事業として、単独の相談支援機関だけでは対応が困難な複合的な課題や狭間の問題を抱えた人や世帯など各分野の相談支援機関が支援に行き詰った困難ケースに対し、必要に応じて重層的支援会議や支援会議を開催し、支援機関の役割分担や情報共有、課題の整理など分野を超えた支援機関の連携と協働を促す。 また、アウトリーチ機能（相談者の元に出向く）を活かし、相談に対し迅速かつ丁寧な対応ができるよう取り組む。 ※福祉まるごと相談窓口	一般市民

	平成 28 年 9 月から市役所 1 階 14 番窓口で「福祉に関するワンストップ窓口（全世代対応型の総合相談窓口）」として、どんな相談でも「断らない、一旦受け止める」ことを意識しながら相談を受けている。さらに、今年度から新たにビデオ通話アプリ「Zoom」を使ったオンライン相談を開始する。	
アウトリーチ等を通じた継続支援事業 (佐賀市委託)	重層的支援体制整備事業の必須事業として、アウトリーチを基本とした支援を 3 つのエリア別に地区担当 (CSW) が地域に出向いていき、制度やサービスの対象とならない方なども含め世帯単位で支援していく。また、校区（地区）社協社会福祉協議会等と協力し、地域課題を住民と共に協働して支援を行い地域福祉活動の推進を図っていく。	一般市民
参加支援事業 (佐賀市委託)	重層的支援体制整備事業の必須事業として、対象者に対して社会（地域）とのつながりを作るために、対象者のニーズや課題を把握し、地域の社会資源を活用しながら本人や世帯が地域や社会と継続的につながる支援を展開していく。また、制度にないサービスが必要であれば新たな社会資源を開発していくことで、社会資源の拡充を働きかけるなど継続的な伴走型支援を行っていく。	一般市民
第 2 層生活支援コーディネーター事業 (佐賀市委託)	おおむね中学校圏域ごとに第 2 層生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活介護・介護予防サービスの体制整備を推進するため、地域の生活課題（ゴミ出し、外出、買い物など）を地域住民と協働して支援を行い、生活課題の解決に向けた地域づくりを行う。	一般市民

区分	事業名	事業の概要	対象
地域福祉活動事業	地域福祉推進事業	①民生委員・児童委員活動支援 ②児童遊園地整備助成 ③小災害罹災世帯に対する見舞 ④実習生受け入れ	一般市民 民生委員児童委員 校区社協
	地域福祉推進補助事業	①校区（地区）社協役員研修会 ②校区（地区）社協活動助成 ③校区（地区）社協会長会運営費助成 ④「助け合い・支え合い」の地域づくり推進事業 ⑤福祉協力員等設置推進支援事業	高齢者 児童 障がい児・者 福祉関係団体

		「地域で安心安全な暮らしを支える体制作り」の実現に向け、自治会単位で充実した福祉連絡会の実施と未設置校区への設置推進を強化していく。 ⑥福祉バス運行事業	
共同募金配分事業	歳末助け合い配分事業	前年度、運動期間中（12月1日から1ヶ月間）に集まった募金を元に、住民ニーズに応じた事業を展開する。	
		①年末年始地域福祉事業	地域住民
	共同募金配分事業	本会への配分金を基に、法人からの繰入金と併せて共同募金配分事業として事業を行う。 ①校区（地区）社協活動助成 ②校区交流事業 ③ふれあいのまちづくり支援事業助成 ④福祉体験学習指導者派遣事業 ⑤新たな居場所づくり（コミュニティカフェ）事業 ⑥生活困窮者支援事業 ⑦ヤングケアラー支援事業 ⑧新入生応援プロジェクト 新入生がおり、入学等に必要な備品が用意できない困窮世帯に対して、必要な品を提供し、子どもが健やかに学校生活を送れるよう支援を行う。 ⑨福祉団体助成	一般市民 高齢者 校区社協 福祉関係機関・団体 障がい児・者

区分	事業名	事業の概要	対象
福祉サービス利用支援事業	福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）	「福祉サービス利用者の利益の保護」を図ることを目的に、判断能力に不安を持つ認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者などを対象に、安心して自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理・書類等の預かり等の支援をする。 契約後に判断能力が低下している利用者に対して、必要に応じ、成年後見制度へのスムーズな移行を進めていく。 また、専門員（職員）や生活支援員への計画的な研修等を実施していくことで、利用者へのサービス向上等に繋げていく。	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分だが、本事業の契約内容について判断し得る能力を有していると認められる者

	法人後見事業	法人として成年後見人等となって身上保護や財産管理を行い、その人らしい尊厳のある生活を最後まで送れるよう、障がいの程度に関わらず被後見人等の意思を最大限に尊重した長期的な支援を行う。 そのため、より専門的な後見業務にも対応ができるよう知識習得を目的とした職員研修等を計画的に実施していく。	家庭裁判所から受任を受けた者
	佐賀市成年後見センター (佐賀市成年後見制度利用支援事業：佐賀市委託)	佐賀市成年後見センター（成年後見制度利用促進法における中核機関）として制度に関する相談や後見人等（専門職や親族）への支援を行い、地域住民や関係機関を対象とした研修会等で広報・啓発活動を引き続き実施する。また、後見人等の担い手不足の課題に対して、関係機関（家庭裁判所・県・市・専門職団体等）と、専門職団体からの新たな担い手を拡大していくことや市民後見人の養成についての協議を重ねていき、さらに、地域連携ネットワーク構築を具現化していく。	一般市民
	移送サービス事業	既存の交通機関による移動が困難であり、歩行補助具等の使用が必要な高齢者や身体障がい者を対象に、ボランティアの協力のもと、車椅子搬送仕様自動車を利用した移送サービスを提供する。（利用対象地域：三瀬村、富士町、大和町松梅地区）	歩行補助具等の使用が必要な高齢者や身体障がい者
生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付事業	金融機関からの借入れや公的貸付制度の利用が困難な世帯、障がい者や介護を要する高齢者の属する世帯に対し、必要な資金の貸付けの相談はもとより、生活の安定を図ることを目的に、相談援助を行う。 また、コロナ禍において特例貸付を利用された世帯の生活課題に対して、必要に応じ他機関とも連携しアウトリーチによる支援（フォローアップ事業）を行う。	低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、失業中の世帯等
	福祉資金（小口）貸付事業	低所得世帯の自立のため、他からの資金借入れが困難かつ緊急の場合に貸し付けを行う。さらに、貸付のみに終わらず、総合相談窓口の機能も発揮しながら対応していく。	低所得者世帯

(3) 施設経営事業拠点区分

区分	事業名	事業の概要	対象
老人福祉センター等運営事業		高齢者が地域で安心して、心豊かに楽しく過ごせる場所を提供するため、市内5箇所（平松、巨勢、金立、開成、大和）の老人福祉センター等を運営する。各センターでは教養講座（高齢者大学等）、クラブ活動や行事などを行い、生きがいの充足、また積極的な「仲間づくり」を進め、さらには各センターにおいて健康相談を実施し、健康で明るい生活を営んでもらうための事業の推進に努める。	
老人福祉センター事業		(1) いきがい館平松（平松老人福祉センター） ①平松老人福祉センター事業 ②佐賀市平松清風大学 (2) いきがい館巨勢（巨勢老人福祉センター） ※佐賀市委託 ①巨勢老人福祉センター事業 ②巨勢シルバーカレッジ (3) いきがい館開成（開成老人福祉センター） ※佐賀市委託 ①開成老人福祉センター事業 (4) いきがい館大和（大和老人福祉センター） ※佐賀市委託 ①大和老人福祉センター事業 ②大和いきがい文化講座	①は60歳以上の方 ②は市内在住の60歳以上で学習意欲のある方
金立いこいの家事業 (佐賀市委託)		(1) いきがい館金立（金立いこいの家） ①金立いこいの家事業 ②金立いこいの家文化講座	

(4) 介護保険等事業拠点区分

区分	事業名	事業の概要	対象
通所介護事業	開成デイサービスセンター事業	要支援及び要介護認定を受けた方が、居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・食事・レクリエーション等のサービスを提供する。	介護保険の要支援・要介護者

(5) 認可外保育施設運営拠点区分

区分	事業名	事業の概要	対象
松梅保育所運営事業 (佐賀市委託)	松梅保育所運営事業	松梅地区唯一の保育施設として、佐賀市から認可外保育所の委託を受けて実施する。	1～5歳児、就学前の幼児

(6) その他の事業

区分	事業名	事業の概要	対象
共同募金・歳末たすけあい募金運動への協力	赤い羽根募金	公的な福祉サービスでは支えられない分野の支援を行うため、佐賀県共同募金会佐賀市支会として募金活動を展開する。 10月1日から12月31日までの3ヶ月間、各種団体などの協力を得て実施する。戸別、街頭、法人、資材、学校、イベント、職域等の各種募金を行う。	市内全世帯、自治会、学校、ボランティア、関係機関、企業、民生児童委員等
	歳末たすけあい募金	12月1日から12月31日までの1ヶ月間、各種団体などの協力を得て実施する。戸別、職域等の各種募金を行う。	市内全世帯、自治会、関係機関、関係団体、学校等
	災害義援金の募集・受付	各地で発生した災害などに対し義援金の募集及び受付を行い、集まった義援金は佐賀県共同募金会に全額送金し、同会を通じて被災地へ送金する。	一般市民
	小災害罹災世帯に対する見舞	火事等により、罹災者が物的・精神的な援護が必要な状況において、自力更生の一時的な援助を図るため見舞金を支給する	罹災世帯

区分	事業名	事業の概要	対象
日本赤十字社事業の推進（日本赤十字社佐賀県支部佐賀市地区）	会費・寄付金募集	国際救護活動や災害救護活動等の人道的使命に基づき、国内外で事業を実施している日本赤十字社の佐賀市地区として、赤十字事業の普及と事業推進に必要な資金の確保に努める。	自治会（市内全世帯）
	各種講習会	佐賀県支部が開催する各種講習会を積極的に推進するとともに、市内で行われる蘇生法などの講習に講師又は指導員の派遣調整を行う。 ・赤十字救急法講習会 ・講習への講師（指導員）派遣調整	一般市民
	防災・減災活動等への取り組みに対する助成	校区自治会及び自主防災組織等が、防災・減災意識の高揚を目的に実施する防災・減災活動及び研修会、講習会等に対して助成金を交付する。	校区自治会 自主防災組織
	災害義援金の募集・受付	各地で発生した災害などに対し義援金の募集及び受付を行い、集まった義援金は日本赤十字社佐賀県支部に全額送金し、県支部を通じて被災地へ送金する	一般市民
	火事等の罹災世帯への援助	罹災世帯に対し、見舞金や毛布、日用品等の物資を支給する	罹災世帯